

## 一般貨物の増車届のルールが変わります！

貨物自動車運送事業法改正により、令和元年11月1日から、営業所に配置する事業用自動車の増車については、以下の要件のいずれかに該当する場合は、届出ではなく認可を受ける必要があります。

- (1) 増車する車両数が、申請日から起算して3ヶ月前時点の車両数の30%以上であり、かつ、11両以上である場合

※増車する車両数とは、届出時の増車数ではなく、今回変更する数と3ヶ月以内に増加した数を合算した数をいいます。

例① 10両→12両（2両増車）の場合＝ 20%・・・届出（30%未満）

例② 10両→15両（5両増車）の場合＝ 50%・・・届出（30%以上だが10両以下）

例③ 37両→48両（11両増車）の場合＝ 29%・・・届出（11両以上だが30%未満）

例④ 36両→47両（11両増車）の場合＝ 30%・・・認可申請（30%以上かつ11両以上）

例⑤ A)10両→15両…（1ヶ月後）…B)15両→21両（計11両増車）の場合

＝計110%・・・A:届出（30%以上だが10両以下）

B:認可申請（計11両以上かつ30%以上）

- (2) 申請者が以下のいずれかに該当する場合

イ 申請者と法第5条第3号に準ずる密接な関係者（法人役員等）が貨物運送事業の許可取消し後5年を経過しない者である場合

ロ 変更に係る営業所の行政処分の累積点数が12点以上である場合

ハ 変更に係る営業所が、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導の総合評価で「E」の評価を受けている場合

○認可申請の場合は下記事項全てを満たしていない場合、連絡書の発行ができません

1. 申請日前6ヶ月間（悪質な違反の場合は1年間）又は申請日以降に、近畿運輸局長又は和歌山運輸支局長から自動車その他の輸送施設の使用停止処分、又は使用制限（禁止）処分を受

けていないこと

2. 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、増車予定の営業所において地方実施機関が行う巡回指導による総合評価で「E」評価を受けていないこと
3. 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、増車予定の営業所において自らの責による重大事故を発生させていないこと
4. 和歌山県内全ての営業所にある事業用自動車の車検が切れていないこと（被災等特別な事情がある場合は除く）
5. 昨年度の事業報告書・事業実績報告書、及び運賃・料金の届出書やその他届出義務のある報告をしていること
6. 運賃と料金を区分して収受する旨が明確にされている運送約款を使用していること（独自の運送約款で認可を受けている場合は除く）

※注意事項※

- ・従来の様式でも構いませんが、上記（1）（2）に当てはまらないことは宣誓書により確認しますので、**届出書にも認可申請にも必ず宣誓書を添付**してください。添付されていない場合は受理できません。
- ・届出書を提出されてからすぐに連絡書の発行ができるとは限りませんので、余裕を持ってご提出ください。

**その他、貨物自動車運送事業法改正により、上記以外にも新規許可申請や事業計画変更の認可申請の審査基準等が変更になっています。詳しくは運輸支局担当者までお問い合わせください。**

**近畿運輸局 和歌山運輸支局 輸送・監査部門**